

第97期 決 算 公 告

福岡県福岡市博多区沖浜町5番80号
住友倉庫九州株式会社
代表取締役 渡 辺 博

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	946,536	流 動 負 債	345,126
現金及び預金	536,662	営業未払金	190,862
営業未収入金	265,686	短期借入金	50,000
前払費用	13,843	未払金	9,025
立替金	130,032	未払事業所税	1,036
短期貸付金	39,000	未払法人税等	27,651
その他流動資産	1,790	預り金	3,251
貸倒引当金	△40,479	前受金	24,715
		賞与引当金	23,451
		未払消費税等	15,132
固 定 資 産	2,765,016	固 定 負 債	194,467
有形固定資産	2,614,802	退職給付引当金	132,671
建物	942,305	役員退職慰労引当金	15,000
構築物	6,202	長期預り金	42,209
機械及び装置	20,186	繰延税金負債	4,229
器具及び備品	17,285	その他固定負債	356
土地	1,628,822		
無形固定資産	6,472	負 債 合 計	539,593
ソフトウェア	2,970	純 資 産 の 部	
その他無形固定資産	3,502	株 主 資 本	3,117,793
投資その他の資産	143,740	資 本 金	80,000
投資有価証券	124,347	資本剰余金	2,281,933
関係会社株式	1	資本準備金	1,141,933
出資金	102	その他資本剰余金	1,140,000
長期前払費用	13,262	利益剰余金	755,860
差入保証金	3,487	利益準備金	20,000
その他投資等	2,565	その他利益剰余金	735,860
貸倒引当金	△24	圧縮記帳積立金	83,277
		繰越利益剰余金	652,583
		評価・換算差額等	54,164
		その他有価証券評価差額金	54,164
資 産 合 計	3,711,552	純 資 産 合 計	3,171,958
		負 債 お よ び 純 資 産 合 計	3,711,552

(記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。)

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

- ・子会社株式 移動平均法による原価法
- ・その他有価証券

時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（但し、1998年4月1日以降取得の建物（建物付属設備を除く）、2016年4月1日以降取得の建物付属設備と構築物については定額法）を採用している。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用している。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は合理的に見積った貸倒率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期間対応分を計上している。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく当期末要支給額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務の充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりである。

物流事業

倉庫業では、主に寄託を受けた物品を倉庫に保管する業務並びに寄託貨物の入出庫及びこれに付随する流通加工業務を行っている。保管業務は、契約期間にわたり均等に履行義務が充足されると判断し、契約期間にわたり均等に収益を認識している。その他の業務は、作業が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、作業完了時に収益を認識している。

陸上運送業では、自動車を使用する貨物運送業務並びに自動車及び鉄道による運送を取り扱う業務を行っている。当該業務は、陸上運送の進捗とともに履行義務が充足されると判断し、陸上運送の進捗に基づき収益を認識している。

なお、一部の取引については、サービスを手配することが履行義務であり、代理人としての取引に該当すると判断している。当該取引については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識している。

会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。）等を当会計年度の期首から適用した。これにより、物流事業において代理人に該当する取引については、純額で収益を認識する方法に変更した。

この結果、当会計年度の営業収益及び営業費用はそれぞれ530,380千円減少した。